

入札監理小委員会における審議の結果報告 労働保険加入促進業務

労働保険加入促進業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 前回の実施要項（案）からの変更点

前回の民間競争入札実施事業において一者応札であったことを踏まえ、前回実施要項よりも業務内容の要件を一部緩和・撤廃すると同時に、過去 3 か年の実績等をベースにインセンティブ・ディスインセンティブを設定した。

2. 実施要項（案）の審議による変更について

実施要項（案）の修正を伴う委員の意見は下記のとおり。（別紙 8 項目 8、33）

【論点】

提案書等評価基準表において、地方事務所の指導員について経験者の配置が加点項目となっているが、今回、全都道府県に地方事務所を設置する要件を緩和したことにより、配点基準が事業者にとって不明確となるのではないか。

【対応】

経験者の配置自体を評価内容とするのではなく、実際に推進員を指導する能力を有しているかという点を評価する表現に修正を行った。

【論点】

提案書等評価基準表において、経営成績・財政状態・業務状況等の公開が加点項目となっているが、公開自体が加点の対象となっているのは問題があるのではないか。

【対応】

事業者が良好な業務遂行能力を実際に有しているかどうかという点を評価する表現に修正を行った。

3. 意見募集の結果と対応について

平成 27 年 9 月 18 日から 10 月 1 日まで意見募集を行ったところ、意見は寄せられなかった。

以上